

吹田市特定給食施設等指導要領

1 趣旨

この要領は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。）に基づき、特定給食施設が適切な栄養管理を行い、給食利用者の健康増進の維持向上を図ることができるよう、吹田市において事務を行うに当たり必要な事項を定める。また、「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」（令和2年3月31日付健健発0331第2号）に基づき、特定給食施設以外の給食施設（以下「その他の給食施設」という。）に対する指導及び支援に関し必要な事項を定めるものである。

2 対象施設

「特定給食施設」とは、法第20条第1項及び規則第5条に規定するものをいう。

「その他の給食施設」とは、特定かつ多数の者に対して、継続的（週4日以上、概ね1か月以上）に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設とする。

このほか吹田市長が栄養管理の実施に関する指導及び支援が必要と認める施設についても対象とする。

3 特定給食施設等の届出

- (1) 法第20条第1項に規定する届出は、特定給食施設等開始届（様式第1号）によるものとし、事業の開始の日から1か月以内に、吹田市健康まちづくり室において受理する。
- (2) 法第20条第2項に規定する届出について、届出事項の変更については特定給食施設等変更届（様式第2号）、当該事業を休止又は廃止したとき（食数減少により対象外となった場合も含む。）は特定給食施設等廃止（休止）届（様式第3号）によるものとし、変更等の日から1か月以内に、吹田市健康まちづくり室において受理する。
- (3) その他の給食施設の届出については特定給食施設に準ずるものとする。

4 管理栄養士配置施設の指定通知

法第21条第1項の規定に当てはまる施設には、指定通知書（様式第4号）により、指定番号とともに管理栄養士を置かなければならない施設であることを通知するものとする。

5 管理栄養士配置施設の指定解除通知

4の規定により通知を受けた施設が、管理栄養士を置かなければならない施設として該当しなくなった場合は、指定解除通知書（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。

6 特定給食施設における栄養士・管理栄養士配置

法第21条第2項に規定する給食施設には栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。

7 特定給食施設等における栄養管理基準の運用

法第21条第3項及び規則第9条に基づく特定給食施設等における栄養管理基準の運用の詳細は、別に定める「給食施設における栄養管理指針」のほか、以下のとおりとする。

(1) 「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」(令和2年3月31日付健健発0331第2号)に示されるとおり、特定給食施設が行う栄養管理について次に掲げる各号に定める事項に留意すること。

ア 身体の状態、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価について

利用者の性、年齢、身体の状態、食事の摂取状況(可能な限り、給食以外の食事の状況も把握するよう努めること)、生活状況等を定期的に把握し、その情報に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事の提供に関する計画を作成すること。なお、利用者間で必要な栄養量に差が大きい場合には、複数献立の提供や量の調整を行う等、各利用者に対して適切な選択肢が提供できるよう、工夫すること。複数献立とする場合には、各献立に対して給与栄養量の目標を設定すること。またその計画に基づき、食材料の調達、調理及び提供を行うこと。提供した食事の摂取状況は定期的に把握するとともに、身体状況の変化を把握するなどし、これらの総合的な評価を行い、その結果に基づき、食事計画の改善を図ること。なお、提供エネルギー量の評価には、個々の体重、体格の変化並びに肥満及びやせに該当する者の割合の変化を参考にすること。ただし、より適切にエネルギー量の過不足を評価できる指標が他にある場合はこの限りではない。

イ 提供する食事(給食)の献立について

給食の献立は、利用者の身体の状態、日常の食事の摂取量に占める給食の割合、嗜好等に配慮するとともに、料理の組合せや食品の組合せにも配慮して作成するよう努めること。また複数献立や選択食(カフェテリア方式)のように、利用者の自主性により料理の選択が行われる場合には、モデル的な料理の組合せを提示するよう努めること。

ウ 栄養に関する情報の提供について

利用者に対し献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質、食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。また、給食を通じ、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得できるよう、各種の媒体を活用するなどにより知識の普及に努めること。

エ 書類の整備について

献立表など食事計画に関する書類とともに、利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報について適正に管理すること。委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。

オ 衛生管理について

給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日付け衛食第85号生活衛生局長通知）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等の定めるところによること。

カ 災害等の備えについて

災害等発生時であっても栄養管理基準に沿った適切な栄養管理を行うため、平時から災害等発生時に備え、食料の備蓄や対応方法の整理など、体制の整備に努めること。

(2) その他の給食施設の栄養管理については特定給食施設に準ずるものとする。

8 指導及び助言

法第18条第1項第2号及び法第22条に基づき、特定給食施設が適切な栄養管理を行い、給食利用者の健康増進の維持向上を図ることができるよう、法第19条に規定する栄養指導員は、特定給食施設の設置者に対し必要な指導及び助言をすることができる。その他の給食施設についても特定給食施設に準ずる指導及び助言をすることができる。

9 給食施設の報告

8に規定する指導及び助言を行うため、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、栄養管理報告書の提出を求めることができる。またその他の給食施設にも、特定給食施設に準じ、栄養管理報告書の提出を求めることができる。

10 勧告及び命令

吹田市長は、法第23条第1項に基づく勧告及び法第23条第2項に基づく命令は、施設の設置者に対し文書で行うものとする。

11 立入検査等

(1) 法第24条第1項に基づき、法第21条第1項又は第3項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると判断した時は、特定給食施設の設置者若しくは管理者に、その業務に関し報告させ、又は栄養指導員に当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させるものとする。

(2) 立入検査を行った場合は、速やかに当該施設の設置者若しくは管理者に対し、立入検査の結果を通知し、改善指示事項について改善計画書を求めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式第2号

特定給食施設等変更届

年 月 日

吹田市長宛

設置者 [法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名]

住 所

氏 名

電話番号

特定給食施設等の事業開始に係る届出事項に変更を生じたので、健康増進法第20条第2項又は吹田市特定給食施設等指導要領3の(2)の規定により、次のとおり届け出ます。

給食施設の名称	ふりがな	
給食施設の所在地	〒 電話 () -	
変更日	年 月 日	
変更事項	<input type="checkbox"/> 設置者の住所 <input type="checkbox"/> 設置者の氏名 <input type="checkbox"/> 給食施設の名称 <input type="checkbox"/> 給食施設の所在地 <input type="checkbox"/> 給食施設の種類 <input type="checkbox"/> 給食数 <input type="checkbox"/> 管理栄養士等の員数 <input type="checkbox"/> 栄養士の員数	
変更内容	変更前	
	変更後	

様式第3号

特定給食施設等廃止（休止）届

年 月 日

吹田市長宛

設置者 [法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名]

住 所

氏 名

電話番号

特定給食施設等を〔廃止 休止〕しましたので、健康増進法第20条第2項又は吹田市特定給食施設等指導要領3の(2)の規定により次のとおり届け出ます。

給食施設の名称	ふりがな
給食施設の所在地	〒 電話（ ） -
給食の開始日	年 月 日
給食の廃止日	年 月 日
給食の休止期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止（休止）の理由	

様式第4号

管理栄養士必置指定通知書

指定番号	号
------	---

施設名

所在地

施設の種類

設置者名

設置者住所

上記については、健康増進法第21条第1項の規定により、管理栄養士を置かなければならない特定給食施設として指定します。

年 月 日
(年)

吹田市長

印

様式第5号

管理栄養士必置指定解除通知書

施設名

所在地

施設の種類

設置者名

設置者住所

上記については、健康増進法第21条第1項の規定により、管理栄養士を置かなければならない特定給食施設として指定番号 号により指定しましたが、指定を解除します。

年 月 日
(年)

吹田市長

印